

豊田市東部給食センター包括的運営業務委託事業
募集要項

令和7年5月20日
豊田市

目次

1	募集要項等の位置づけ	1
2	本事業の目的及び内容	1
2. 1	目的	1
2. 2	業務名称	2
2. 3	対象施設	2
2. 4	本施設の管理者の名称	2
2. 5	事業方式	3
2. 6	業務対象範囲	3
2. 7	スケジュール（予定）	4
2. 8	業務期間終了時の措置	4
2. 9	事業者の収入	4
2. 10	事業者の負担	4
2. 11	業務の実施状況及びサービス水準のモニタリング	5
2. 12	遵守すべき法制度等	5
3	応募者の備えるべき参加資格要件	5
3. 1	応募者の構成等	5
3. 2	業務実施企業の参加資格要件	6
3. 3	応募者の制限	7
3. 4	特別目的会社（SPC）を設立する場合	8
3. 5	参加資格要件の確認基準日	9
3. 6	応募者の変更	9
4	事業者募集等のスケジュール	9
5	応募手続等	10
5. 1	担当窓口	10
5. 2	応募に関する手続	10
5. 3	応募に関する留意事項	13
5. 4	提案上限価格	14
6	提案書類の審査	14
6. 1	審査委員会	14
6. 2	審査方法	15
6. 3	審査項目等	15
6. 4	優先交渉権者の決定	15
7	提案に関する条件	15
7. 1	施設条件	16

7. 2 運営及び維持管理等の提案に関する条件	1 6
7. 3 業務の委託	1 6
7. 4 収支計画に関する条件	1 6
7. 5 市の費用負担	1 6
7. 6 委託料の支払い	1 6
7. 7 市による業務の実施状況及びサービス水準の監視	1 6
7. 8 保険	1 6
7. 9 市と事業者の責任分担	1 6
7. 10 財務書類の提出	1 6
8 契約に関する事項	1 7
8. 1 契約手続き	1 7
8. 2 契約の枠組み	1 7
8. 3 委託金額	1 8
8. 4 契約保証金	1 8
8. 5 事業者の契約上の地位	1 8

表 リスク分担表

1 募集要項等の位置づけ

この募集要項は、豊田市（以下「市」という。）が、豊田市東部給食センター包括的運營業務委託事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式により募集及び選定するため公表するものであり、本事業に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出すること。

また、本募集要項は、地方自治法（昭数22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、豊田市契約規則（昭和39年規則第28号）のほか、市が発注する調達契約に関し、応募者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

募集要項に合わせ公表する次の資料を含め、「募集要項等」と定義する。応募者は募集要項等の内容を踏まえ、応募するものとする。

委託契約書（案）	本事業の実施に係わる契約（以下「委託契約」という。）の内容を示すもの（委託契約書には、別紙も含まれる。）
要求水準書 （添付資料及び閲覧資料を含む。）	市が事業者に要求する具体的なサービス水準を示すもの
優先交渉権者決定基準	優先交渉権者を決定する基準を示すもの
様式集	提案書類の作成等に使用する様式及び作成要領を示すもの
基本協定書（案）	委託契約の締結に向けて、市と優先交渉権者との間の基本的な協約事項を示すもの

2 本事業の目的及び内容

2. 1 目的

学校給食は、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、正しい食習慣の形成に寄与している。また、教職員と児童生徒のコミュニケーションや児童生徒間の好ましい人間関係の育成の場として、児童生徒の心身の健全な発達を図る上で大きな教育的意義を有している。

豊田市東部給食センターは、PFI方式での事業（以下「現事業」という。）を導入し、平成23年4月に現施設での運営を開始しており、業務契約期間は令和7年度末となっている。

本事業は、現事業終了後において、運営及び維持管理業務を包括的に実施することにより、確実な衛生管理のもとで安全で安心な給食の提供を図り、食物アレルギーを持つ児童生徒への給食の提供にも対応した給食の運営を行うとともに、食育の推進に資することを目指すものである。

2. 2 業務名称

豊田市東部給食センター包括的運営業務委託事業

2. 3 対象施設

(1) 対象施設の概要

施設名称：豊田市東部給食センター（以下、「本施設」という。）

所在地：豊田市東山町 6 丁目 1089 番地

建築面積：5,426.17 m²（9 棟）

延床面積：6,497.56 m²（9 棟）

敷地面積：20,666.15 m²

構造：鉄骨造 2 階建

調理能力：副食調理 13,000 食/日（アレルギー対応食 120 食/日を含む。）

(2) 対象校

配送・回収業務は、こども園（保育園・幼稚園）19 園、小学校 24 校、中学校 8 校及び中部給食センター管轄の小学校 3 校、中学校 3 校のアレルギー対応食のみを対象（以下、「配送校」という。）とする。

<こども園（保育園・幼稚園）：19 園>

上鷹見こども園、寺部こども園、中金こども園、ひかりこども園、平井こども園、豊松こども園、東山こども園、松平こども園、大沼こども園、東部こども園、益富こども園、美和こども園、高橋こども園、柳城幼稚園、豊田東丘幼稚園、五ヶ丘大和幼稚園、ベル豊田幼稚園、美里幼稚園、松平大和幼稚園

<小学校：24 校>

梅坪小学校、上鷹見小学校、中金小学校、東広瀬小学校、市木小学校、五ヶ丘小学校、五ヶ丘東小学校、大沼小学校、古瀬間小学校、寺部小学校、巴ヶ丘小学校、花山小学校、平井小学校、矢並小学校、浄水小学校、浄水北小学校、野見小学校、東山小学校、広川台小学校、岩倉小学校、九久平小学校、幸海小学校、滝脇小学校、豊松小学校

<中学校：8 校>

石野中学校、梅坪台中学校、下山中学校、高橋中学校、益富中学校、浄水中学校、美里中学校、松平中学校

<アレルギー対応食のみ：6 校>

小清水小学校、童子山小学校、美山小学校、逢妻中学校、朝日丘中学校、崇化館中学校

2. 4 本施設の管理者の名称

豊田市長 太田 稔彦

2. 5 事業方式

本施設の運営及び維持管理を包括的に行う長期包括的委託方式とする。なお、本事業を実施することを目的とした特別目的会社（以下、「SPC」という。）の設立は任意とし、設立した場合は SPC と契約を締結する。なお、設立しない場合は優先交渉権者となった共同企業体若しくは単体企業と契約を締結する。

2. 6 業務対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりである。

（1）開業準備業務

- ①現事業者からの引継業務
- ②設備等の試稼働
- ③施設、調理設備及び各種備品の取扱いに関する習熟
- ④従業員等の研修・調理リハーサル・配送リハーサル
- ⑤各種連絡体制の確立

（2）運営業務

- ①調理等業務
- ②衛生管理業務
- ③配送・回収・産業廃棄物収集業務
- ④洗浄・残滓等処理業務
- ⑤運営備品等の管理業務
- ⑥産業廃棄物処理業務
- ⑦食育支援業務
- ⑧事業終了時の引継業務

（3）維持管理業務

- ①建築物保守管理業務
- ②建築設備保守管理業務
- ③外構等保守管理業務
- ④調理設備保守管理業務
- ⑥清掃業務
- ⑦警備業務
- ⑧事業終了時の引継業務

なお、運営に関して市又は（公財）豊田市学校給食協会が実施する主な業務は、献立作成、食材調達及び検収、給食費の徴収管理、見学の受入れ、試食の受入れ、配膳業務等とする。

また、主食・牛乳については、（公財）愛知県学校給食会から学校へ直接搬入されるため、主食・牛乳の配送等は本事業の給食の運営業務に含まない。

2. 7 スケジュール（予定）

本事業のスケジュールは、概ね次のとおりとする。

- ・委託契約の締結時期：令和 7 年 9 月
- ・事業期間：契約期間の開始日～令和 18 年 8 月 31 日
- ・開業準備期間：契約期間の開始日～令和 8 年 4 月の給食提供開始の日の前日まで
- ・運営・維持管理期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 18 年 8 月 31 日

※後任の事業者への引継期間は、令和 18 年 8 月 1 日～令和 18 年 8 月 31 日を想定している。

2. 8 業務期間終了時の措置

事業者は、各業務に関する必要な事項を市又は後任の事業者の説明するとともに、業務の引継ぎについて適切に対応すること。なお、事業者は、引継ぎに必要な点検、洗浄及び確認等を終えた上で、令和 18 年 8 月 15 日までに、次の事業者が本施設における調理・配送リハーサル等の開業準備業務を開始できる状態とすること。

なお、事業者は、事業期間満了後に市が本施設について継続的に運営及び維持管理業務を行うことができるように、令和 14 年度から、本施設の運営及び維持管理業務に係る必要事項や操作要領、申送り事項その他の関係資料を市に提供する等、業務の引継ぎに必要な協議・協力を行うこと。なお、事業期間満了以外の事由による業務終了時の対応については、委託契約書において示す。

2. 9 事業者の収入

2. 6 に示す各業務を行うことに対して、市は事業者へ委託料を支払う。

委託料は、物価変動があった場合には、契約に従って改定することがある。

また、市は、モニタリングを行い、募集要項等に定められた要求水準が満たされていない場合は、事業者へ支払う委託料を減額又は停止することがある。

2. 10 事業者の負担

本施設について、事業者が行う運営及び維持管理業務に必要な費用は、事業者が負担すること。本事業を開始するにあたり、事業期間中、通常の使い方をして劣化、故障又は破損したもの（建築物・建設設備・調理設備・各種備品を含む）に必要な修繕等における対応方法等は事業者の裁量によるものとし、これに係る費用は事業者の負担とする。なお、詳細は要求水準書に示す。

また、業務期間中の開業準備業務、本施設の運営及び維持管理業務に係る光熱水費は、市の負担とする。ただし、年間の使用量の上限を定め、超過分

については事業者の負担とする。

2. 1 1 業務の実施状況及びサービス水準のモニタリング

市は、事業者が定められた業務を確実に実施し、委託契約書及び要求水準書等に規定された水準並びに提案書類において事業者が提案した水準（以下「業務サービス水準」という。）を達成しているか否かを確認するため、業務の実施状況のモニタリングを行う。詳細は、委託契約書（案）第 27 条に示す。

（1）モニタリングの対象

- ・運営業務
- ・維持管理業務
- ・財務状況

（2）モニタリングの方法

運営及び維持管理業務の各業務に対するモニタリングの実施項目は、原則として要求水準書によるものとするが、具体的な内容については、市と事業者で協議し、市が決定する。

市は、月次、四半期、随時において、事業者が提出する業務報告書（月報）及び業務報告書（四半期報）等の確認及び業務現場への立入検査等によってモニタリングを行う。

（3）モニタリングの結果

モニタリングにより所定の水準が達成されていない又は達成されない恐れがあると市が判断した場合は、是正勧告、委託料の減額、委託料の支払の停止及び委託契約の解除等の措置を行うものとする。

（4）財務の状況に関するモニタリング

市は、財務書類による財務状況の確認により、必要があると認められる場合は、事業者に対し財務状況の改善を勧告できる。係る勧告がなされた場合、事業者は、速やかに財務状況改善計画書を市に提出して、その確認を受け、当該改善計画を適切に実行することとする。

2. 1 2 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、地方自治法のほか、関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）及び関連する要綱等を遵守するとともに、関連する各種基準及び指針等（最新版）についても、適宜遵守又は参照すること。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

3. 1 応募者の構成等

- （1）応募者は、単体の企業又は複数の企業で構成するグループ（以下「応募グループ」という。）とする。応募グループの場合は、代表企業を定め、それ以外

の企業は構成企業又は協力企業とする。参加表明書には代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこととする。なお、単体の企業の場合は、その企業が代表企業となる。

- (2) 応募者は、優先交渉権者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、SPC を委託契約締結時までに設立することができる。

SPC を設立する場合は、以下の a～d の要件を満たすこと。なお、SPC を設立しない場合には、単体企業又は共同企業体によるものとし、応募者が、共同企業体の場合、共同企業体協定書を提出すること。

- a 代表企業及び構成企業は、必ず SPC に出資するものとする。
- b 代表企業は、応募グループ中最大の出資割合を負担するものとする。
- c 代表企業又は構成企業以外に、SPC から直接、運営及び維持管理の各業務の受託を予定している企業がいる場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、応募者に含めるものとし、参加表明書において明記するものとする。
- d 代表企業及び構成企業並びに協力企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。

- (3) 代表企業、構成企業及び協力企業は、事前に市に通知することにより、(SPC を設立した場合は、SPC から委託された) 運営及び維持管理業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することができる。ただし、運営業務のうち「配送・回収・産業廃棄物収集業務」及び維持管理業務のうち「建築物保守管理業務」「建築設備保守管理業務」「外構等保守管理業務」「調理設備保守管理業務」について再委託を行う場合は、参加表明書等の提出時に、これら再委託先の名称等について明らかにすること。

3. 2 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、本事業を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち運営及び維持管理の各業務を行う者（SPC を設立した場合は、SPC から直接これらの業務を受託する者）は、それぞれ以下（1）、（2）の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

(1) 運営業務を行う者

運営業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。なお、運営業務を複数の運営企業で実施する場合は、全ての者が a の要件を満たした上で、そのうちの 1 者は b 及び c の要件を満たすこと。

- a 令和 6・7 年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有していること。

- b HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っているとして認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食施設の運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有していること等をいう。

- c 運営業務のうち、調理業務を行う者については、学校給食共同調理場において、同一メニュー5,000 食/日以上調理実績を有すること。調理実績は、公告時点で、平成31年4月以前の契約締結分を含めて、平成31年4月以降の業務履行実績を合計1年以上有すること。

(2) 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、次に掲げる要件を満たす者であること。なお、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、全ての者がaの要件を満たした上で、そのうちの1者はbの要件を満たすこと。

- a 令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有していること。
- b 平成31年4月以降に延床面積 3,000 m²以上の学校給食施設の維持管理業務の実績を有していること。維持管理業務実績は、公告時点で、平成31年4月以前の契約締結分を含めて、平成31年4月以降の業務遂行実績を合計1年以上有すること。

(3) その他の業務を行う者

その他業務を行う者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- a 令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有していること。

3. 3 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている

者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。

- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされている者。
- ⑥ 市による入札参加停止等の措置を受けている者。
- ⑦ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- ⑧ 本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。（「⑨」において同じ。）

本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者は、次に掲げる者である。

- ・パシフィックコンサルタンツ株式会社
- ・日比谷パーク法律事務所

- ⑨ 「6. 1 審査委員会」に記載の豊田市東部給食センター包括的運営業務委託事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員と資本面又は人事面において関連がある者。

なお、募集要項公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、参加資格を失うものとする。

- ⑩ 法人税、消費税、地方消費税及び法人市民税を滞納している者。
- ⑪ 応募者のいずれかで、他の応募者として参加している者。ただし、調理設備保守管理業務、運営備品等の管理業務、配送・回収・産業廃棄物収集業務を実施する企業で、かつ協力企業（又は再委託先）として参加しようとする者は、複数の応募者の協力企業（又は再委託先）となることができる。なお、市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の応募者が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。
- ⑫ 「豊田市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けている者。
- ⑬ 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力である者。

3. 4 特別目的会社（SPC）を設立する場合

応募者は、本事業の事業者に選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施するSPCを設立し、業務を実施することができる。なお、

当該 SPC は市内に設立するものとするが、本施設内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により市の承諾を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行ってはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も、同様とする。

3. 5 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

ただし、参加資格審査後、優先交渉権者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、委託契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、委託契約を締結しない場合がある。

3. 6 応募者の変更

参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類の提出後は、応募者の構成の変更又は追加を原則として認めないものとする。ただし、やむを得ない事情により、構成企業及び協力企業について、参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類の提出後に変更又は追加が必要となった場合には、応募者は、市と協議するものとし、市が、当該企業が資格、能力等において支障がなく、変更又は追加が必要な理由がやむを得ないと認めた場合には、変更又は追加を可能とするが、この場合であっても代表企業の変更は認めないものとする。

4 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、以下のとおりである。

日程	スケジュール
令和 7 年 5 月 1 9 日 (月)	業者選定審査会による方式の決定
令和 7 年 5 月 2 0 日 (火)	事業実施の公告、公表、公募の開始
令和 7 年 5 月 2 0 日 (火)	公募に係る資料等の交付開始
令和 7 年 5 月 2 0 日 (火) ～令和 7 年 6 月 2 0 日 (金)	要求水準書資料の貸出 (図面 C D - R)
令和 7 年 5 月 2 0 日 (火) ～令和 7 年 5 月 2 3 日 (金)	募集要項等に関する質問 (第 1 回) の受付
令和 7 年 5 月 3 0 日 (金)	募集要項等に関する質問 (第 1 回) への回答 (応募者の備えるべき参加資格要件及び、参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類に係るものに限る)
令和 7 年 6 月 5 日 (木)	募集要項等に関する質問 (第 1 回) への回答 (令和 7 年 5 月 3 0 日公表分を除く)

令和7年6月4日(水) ～令和7年6月9日(月)	参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類の受付
令和7年6月4日(水) ～令和7年6月9日(月)	要求水準書資料の閲覧 (参加表明書を提出した企業のみ閲覧可能)
令和7年6月6日(金) ～令和7年6月10日(火)	募集要項等に関する質問(第2回)の受付
令和7年6月16日(月)	参加資格審査結果通知書の送付
令和7年6月23日(月)	募集要項等に関する質問(第2回)の回答
令和7年7月16日(水) ～令和7年7月18日(金)	提案書類の受付
令和7年8月4日(月)	提案に関するヒアリングの実施
令和7年8月7日(木)	提案に関するヒアリングの実施(予備日)
令和7年8月上旬	優先交渉権者の決定
令和7年8月下旬	業者選定審査会による業者の決定
令和7年9月上旬	見積徴取
令和7年9月上旬	基本協定の締結
令和7年9月下旬	委託契約の締結予定(SPCを設立しない場合)
令和7年10月中旬	委託契約の締結予定(SPCを設立する場合)

5 応募手続等

5.1 担当窓口

応募手続きについての市の担当窓口を次のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り以下を窓口とする。

豊田市教育委員会 教育部 保健給食課

住所：〒471-8501 愛知県豊田市西町3-60(東庁舎6階)

電話：0565-34-6663

メールアドレス：kyushoku-pfi@city.toyota.aichi.jp

5.2 応募に関する手続

5.2.1 募集要項等の公表

令和7年5月20日(火)に、公告等を行い、併せて募集要項等を保健給食課ホームページ上で公表する。

5.2.2 資料の貸出

要求水準書に係る資料の貸出を、次のとおり行う。貸出を希望する場合は、「5.1 担当窓口」に事前に電話連絡の上、誓約書(様式集を参照)を持参すること。

(1) 貸出期間：令和 7 年 5 月 2 0 日（火）から令和 7 年 6 月 2 0 日（金）まで（閉庁日を除く）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 貸出場所：「5. 1 担当窓口」

(3) CD-R は貸出とし、誓約書に記載した期限までに返却すること。

5. 2. 3 募集要項等に関する質問（第 1 回）の受付及び回答

募集要項等に関する質問（第 1 回）を次のとおり受付ける。

(1) 受付期間：令和 7 年 5 月 2 0 日（火）から令和 7 年 5 月 2 3 日（金）午後 5 時まで

(2) 受付方法：様式 1-1「募集要項等に関する質問書(第 1 回)」に記入の上、「5. 1 担当窓口」に原則としてメールにより、エクセルデータで提出すること。

(3) 回答：応募者の備えるべき参加資格要件、参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類に係る質問は令和 7 年 5 月 3 0 日（金）までに、それ以外の質問は令和 7 年 6 月 5 日（木）までに保健給食課ホームページにおいて公表する予定である。なお、提出された質問への回答は、原則としてすべて公表するが、質問者からの申し出により、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が認めた場合に限り、非公表とする。

5. 2. 4 参加表明書等の受付及び参加資格審査結果通知書の送付

応募を予定する者は、参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類を次の受付期間に提出すること。

(1) 受付期間：令和 7 年 6 月 4 日（水）から令和 7 年 6 月 9 日（月）までの（閉庁日を除く）午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

(2) 提出場所：「5. 1 担当窓口」

(3) 提出方法：持参すること。

(4) 提出書類：参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類

(5) 提出部数：1 部を提出すること。

(6) 審査：提出された参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類が全て揃っている応募者について、参加資格等が市の要求を満たしていることを審査し、満たしていない場合は失格とする。

(7) 結果通知：参加資格審査結果は、令和 7 年 6 月 1 6 日（月）までに、

郵送により通知する。なお、参加資格を有する応募者に応募者記号を通知する。

5. 2. 5 資料の閲覧

要求水準書に係る資料の閲覧を、次のとおり行う。閲覧を希望する場合は、「5. 1 担当窓口」に2日前（閉庁日を除く）までにメールで連絡すること。

- (1) 閲覧期間：令和7年6月4日（水）から令和7年6月9日（火）まで（閉庁日を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 閲覧場所：「5. 1 担当窓口」
- (3) 資料の貸出し：行わない。

5. 2. 6 募集要項等に関する質問（第2回）の受付及び回答

募集要項等に関する質問（第2回）を次のとおり受付ける。

- (1) 受付期間：令和7年6月6日（金）から令和7年6月10日（火）午後5時まで
- (2) 受付方法：様式 1-2 「募集要項等に関する質問書（第2回）」に記入の上、「5. 1 担当窓口」に原則としてメールにより、エクセルデータで提出すること。
- (3) 回答：令和7年6月23日（月）までに保健給食課ホームページにおいて公表する予定である。なお、提出された質問への回答は、原則としてすべて公表するが、質問者からの申し出により、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が認めた場合に限り、非公表とする。

5. 2. 7 提案書類の受付

応募者は、提案書類を次の期間に提出しなければならない。受付期間に遅れた場合は、応募できない。また、提出された提案書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。

- (1) 受付期間：令和7年7月16日（水）から令和7年7月18日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- (2) 提出場所：「5. 1 担当窓口」
- (3) 提出方法：持参すること。
- (4) 提出書類：提案書類（様式集を参照）
- (5) 提出部数：様式集を参照

なお、応募を辞退する者は、辞退届（様式集を参照）を、令和7年7月18日（月）午後5時までに、「5. 1 担当窓口」まで提出すること。以降の

辞退は認めないものとする。

5. 2. 8 提案に関するヒアリングの実施

市は、応募者に対し提案内容に関するヒアリングを実施する。提案書類の受付後、日時等の詳細について代表企業に別途連絡する。

(1) 日時 令和 7 年 8 月 4 日 (月) 午後 2 時 30 分から 5 時まで

(令和 7 年 8 月 7 日 (木) 午前 9 時から 11 時まで (予備日))

(2) 場所 豊田市役所東 73 会議室 (東庁舎 7 階)

(3) 備考 ・ 提案書に基づき、1 応募者 3 5 分 (説明 1 5 分、質問 2 0 分) のヒアリングを行う。

・ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので、自己紹介は行わないこと。

・ 感染症等の拡大状況によっては、ヒアリングの方法を変更する可能性がある。その場合は、WEB 会議が可能である ZOOM ミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

5. 3 応募に関する留意事項

5. 3. 1 募集要項等の承諾

応募者は、提案書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

5. 3. 2 費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

5. 3. 3 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法 (平成 4 年法律第 5 1 号) に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5. 3. 4 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業において公表等の必要があると認めるときは、市は提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

5. 3. 5 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

5. 3. 6 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。

5. 3. 7 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

5. 3. 8 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類、及び提案書類は、無効とする。

- ① 参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類、及び提案書類が全て揃っていないとき
- ② 応募者の備えるべき参加資格のない者が提出したとき
- ③ 応募者の氏名、住所若しくは押印のない又は判然としないとき
- ④ 業務名称の記載がない又は誤りがあるとき
- ⑤ 提案価格の記載がない又は不明確なとき
- ⑥ 提案価格を訂正したとき
- ⑦ 同一の者が2以上の提案をしたとき
- ⑧ 受付期間締切までに到達しなかったとき
- ⑨ 公正な競争を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者が提出したとき
- ⑩ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者が提出したとき
- ⑪ 提案上限価格を上回る価格を提示したとき
- ⑫ 虚偽の記載があるとき
- ⑬ その他応募に関する条件に違反したとき

5. 3. 9 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、応募に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

5. 4 提案上限価格

提案上限価格：事業総額 4,646,668 千円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

うち、令和7年度上限価格 14,000 千円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

6 提案書類の審査

6. 1 審査委員会

審査委員会は、学識経験者及び市職員で構成され、優先交渉権者決定基準における審査方法及び評価項目に基づいて提案価格及び提案内容の審査を行い、

最優秀提案を選定する。

(敬称略)

役職	氏名	所属等
委員長	熊谷 明典	豊田市教育委員会 教育部 副部長
委員	高田 尚美	名古屋学芸大学 教授
委員	浜田 敦也	中京大学 講師
委員	加藤 由美子	豊田市 こども・若者部 保育課 副主幹
委員	加藤 世明	豊田市教育委員会 教育部 保健給食課長

6. 2 審査方法

審査は、優先交渉権者決定基準に従い参加資格審査と提案審査に分けて実施する。

参加資格審査は、市が、応募者が提出する参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類について、参加資格要件の具備を確認する。参加資格審査結果は、応募者の代表企業に通知する。

提案審査は、審査委員会において提案内容及び提案価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を最優秀提案として選定する。

なお、提案審査において、提案価格が、提案上限価格を超えた提案については失格とする。

6. 3 審査項目等

審査項目は、優先交渉権者決定基準に示す。詳細は、優先交渉権者決定基準を参照すること。

6. 4 優先交渉権者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案を提案した応募者を優先交渉権者として決定する。

ただし、最優秀提案が複数ある時（総合評価点が同点の場合）は、提案内容点が最も高い者を優先交渉権者とし、提案内容点の点数も同点の場合はくじ引きにより最優秀交渉権者を決定する。

6. 4. 1 優先交渉権者決定通知及び審査結果の公表

優先交渉権者決定後、令和 7 年 8 月上旬に、応募者の代表企業に対して通知するとともに、保健給食課ホームページにおいて審査結果を公表する。

7 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、次のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、提案書類を作成するものとする。なお、応募者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

7. 1 施設条件

本施設の概要は、「2. 3 対象施設」及び要求水準書に示すとおりとする。

7. 2 運営及び維持管理等の提案に関する条件

施設の運営及び維持管理等の提案に関する条件は、「2. 6 業務対象範囲」で示す事業者の業務対象範囲、及び要求水準書に示すとおりとする。応募者は、これらの条件を踏まえた上で、提案書類を作成するものとする。

7. 3 業務の委託

事業者は、事前に市の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に運営及び維持管理業務の全部又は一部を委託することはできない。また、事前に市の承諾を得ることなく委託先を変更することはできない。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

7. 4 収支計画に関する条件

運営業務費については、委託契約書（案）別紙5に基づいて、固定料金及び変動料金を算出すること。ただし、提案に当たっては、条件を統一するため、食数は、委託契約書（案）別紙5を参照して、委託料を提案すること。

7. 5 市の費用負担

以下の費用については、市が費用負担するものとする。

（1）業務期間中の開業準備業務、本施設の運営及び維持管理業務に係る光熱水費（年間の使用量の上限を定め、超過分については事業者の負担とする。）

（2）モニタリングに係る費用（事業者側に発生する費用を除く。）

7. 6 委託料の支払い

委託契約書（案）別紙5に基づく。

7. 7 市による業務の実施状況及びサービス水準の監視

委託契約書（案）第27条に基づく。

7. 8 保険

委託契約書（案）別紙2に基づく。

7. 9 市と事業者の責任分担

市と事業者との基本的なリスク分担の考え方は、「表 リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、委託契約書（案）に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

7. 10 財務書類の提出

SPCを設立する場合、事業者は、業務期間中、毎年度の財務書類を作成し、

毎会計年度の最終日から起算して3か月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けたうえで、監査済財務書類の写しを市に提出し、市に監査報告の内容説明を行うこと。SPC を設立しない場合、事業収支報告書を提出すること。

8 契約に関する事項

8. 1 契約手続き

8. 1. 1 契約の条件

優先交渉権者と市は、委託契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意し、これを締結するとともに、基本協定書の締結後速やかに「委託契約書（案）」に基づき協議を行い、協議が整った場合には、SPC（SPC を設立する場合）、共同企業体又は単体企業（SPC を設立しない場合）を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、優先交渉権者からの提案書類の内容の変更は、原則として認めないものとする。

また、優先交渉権者決定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、契約締結を行わない場合がある。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

ア 本プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき

ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき

エ 本市が優先交渉権者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき

上記アからエの場合を除き、優先交渉権者決定後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

8. 2 契約の枠組み

8. 2. 1 対象者

市の契約の相手方は、SPC（SPC を設立する場合）、共同企業体又は単体企業（SPC を設立しない場合）とする。

8. 2. 2 締結時期

委託契約締結は、令和7年9月下旬（SPC を設立しない場合）又は10月中旬（SPC を設立する場合）とする。

8. 2. 3 委託契約の概要

事業者が市を相手方として締結する委託契約は、委託契約書（案）の内容のうち、原則として誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。ただし、SPC を設立しない場合には、代表企業と協議の上、市が、当該部分に係る表現の修正

を行う。

委託契約は、市の提示内容、事業者の提案内容及び委託契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき運営及び維持管理業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

8. 3 委託金額

委託金額は、優先交渉権者の提案価格に消費税及び地方消費税等相当額を加えた金額とする。

8. 4 契約保証金

委託契約書（案）第8条に基づくものとする。

8. 5 事業者の契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は委託契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。

表 リスク分担表

段階	リスクの種類	概要	負担者	
			市	事業者
共通	公募手続	募集要項等の誤り、公募手続の誤り	○	
	法令変更	本事業に直接関係する法令の新設・変更等（税制度を除く）	○	
		上記以外の法令の新設・変更等		○
	税制変更	本事業に直接関係する税制度の新設・変更等	○	
		上記以外の税制度の新設・変更等		○
	許認可取得遅延	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		上記以外に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		上記以外の事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
契約前	物価変動	物価変動によるもの	○	
	本事業の中止・延期	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合	○	
		上記以外の事由により本事業を中止・延期した場合		○
	要求性能未達	要求水準未達		○
	不可抗力	不可抗力による損害（※１）	○	○
	応募費用	本事業への応募に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		市の帰責事由による契約締結遅延等	○	
		上記以外の事由による契約締結遅延等	○	○
運営及び維持管理	運営開始の遅延	市の帰責事由によるもの	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	事業内容の変更	市の帰責事由による事業内容の変更	○	
		上記以外の事由による事業内容の変更		○
	支払遅延・不能	市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	運営及び維持管理費の増大	市の帰責事由によるもの	○	
		上記以外の事由によるもの		○

段階	リスクの種類	概要	負担者	
			市	事業者
	施設等の損傷	市の帰責事由によるもの	○	
		上記以外の事由による施設の損傷		○
	施設の瑕疵	事業者（修繕）の事由によるもの		○
		上記以外の事由によるもの	○	
	需要変動	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		児童生徒数、教職員数の変動によるもの（※２）	△	○
		残滓の変動によるもの（※２）	△	○
	光熱水費	要求水準に規定する上限使用量を超えた場合（※３）		○
		上記以外の光熱水費の増減	○	
	異物混入	検収時における調達食材の異常	○	
		検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○	
		検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
		調理過程における調理方法の不適による食材の異常		○
		調理・配送における異物混入等		○
	アレルギー等 対応リスク	アレルギー等をもつ児童生徒の情報収集不備、アレルギー等情報の伝達ミス、校内での配食ミス、食材調達時の誤り	○	
		突発的な発症（事前に把握が困難なアレルギー等物質による）	○	
		事業者の帰責事由によるもの		○
	配送の遅延リ スク	交通混雑、悪天候によるもの		○
		調理の遅延によるもの		○
		事業者の交通事故による遅延		○
		食材の納入遅延による遅延	○	
	配送費増大リ スク	配送校の変更による運搬費の増大	○	△
		交通事情の悪化による運搬費の増大		○
移管	性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続き	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの及びSPCの清算手続きに伴うもの		○

○：主分担 △：従分担

（※１）一定金額又は割合までは事業者も負担する。

（※２）一定範囲までは事業者も負担する。

（※３）光熱水費の負担は基本的に市が負担する。ただし要求水準書に定める上限使用量を超えた場合、超過分の費用は事業者が負担する。